

次世代育成支援対策支援法による一般事業主行動計画の策定について

(計画期間：令和7年4月1日～令和17年3月31日)

学校法人千葉敬愛学園 行動計画

本学園の教職員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1 計画期間中の育児休業の取得状況を以下のとおりとする。
また、育児休業について、男性の育児休業取得を含め、職場の理解向上に努め、育児休業を取得しやすい環境体制整備に努める。

男性	取得率 25%以上
女性	取得率 90%以上

〈対策〉

- 令和7年4月～
教職員に対する育児・介護休業法改正に伴う制度変更の周知と理解の徹底

目標2 ワークライフバランスの充実を図るため、事務職員の所定外労働時間の削減を図る。令和6年度を基準に、計画期間中の年間所定外労働時間を各年3%以上少なくすることを目指す。

〈対策〉

- 令和7年4月～
事務職員の所定外労働の実態把握・原因の分析
ノー残業デーの導入について検討
- 令和7年10月～
管理職を対象とした労働時間の管理に関する研修を実施
事務職員を対象とした労働時間に対する意識改革に関する研修を実施
- 令和8年4月～
各部署における実績の確認と課題の検討

- 定期的に業務の見直し、効率化を検討
定期的に労務管理に関する研修を実施